

## 愛知県いじめ問題調査委員会調査報告書の概要（2021年公表）

### 事案4

2018年12月、愛知県内の私立学校2年生（当時14歳）の生徒が、学校の冬期休業中に、自死するという事案が発生した。

本生徒は、同年11月に、複数の生徒からいじめを受けるといふ一つの大きな出来事があったほか、この出来事以降、複数の生徒からいじめを受けていた。

### ○検証結果のポイント

#### （1）学校のいじめ防止対策の体制等

##### ① いじめの認識

本生徒は、2018年10月、いじられることやあだ名で呼ばれることを相談していたが、本学校が何らかの対応をすることはなかった。

2018年11月の出来事の発生後、本生徒は、いじめを受けていると明確に意思表示をしているが、教職員が、いじめと認識できなかった。

本生徒がSOSのサインを発していたにもかかわらず、本学校は、嫌がらせ、軽いトラブル程度としか認識せず、その後事態は収まって来たかと安易に判断し、いじめにより心身に苦痛を感じている本生徒に対して真摯に対応することなく、いじめが放置された。

##### ② 初期対応

教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

2018年11月の出来事について、本生徒及び本生徒の保護者はいじめを訴えていたが、教職員がいじめと認識できず、学校いじめ対策組織に報告しなかったため、学校全体としての組織的対応ができなかった。

本学校の対応は、法に違反するものであり、こうした対応が、その後のいじめの継続を招いたことは否定できない。

##### ③ 学校いじめ防止基本方針

本学校では、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を制定し、学校全体でいじめの未然防止等の対策を行うこととしており、いじめの未然防止に関する措置を効果的に行うため、学校いじめ対策組織を設置している。

しかしながら、実際には、学校いじめ対策組織としての活動実態はなく、会議は開催されておらず、組織規程及び校務分掌に、学校いじめ対策組織の記載はあるものの、いじめが発生した場合は、生徒指導案件を扱う組織において対応することとされていた。

学校いじめ防止基本方針は、本学校のWebページに掲載され、保護者らにも公開されており、また、毎年4月には、新入生とその保護者に対し、学校いじめ防止基本方針について説明が行われているが、これらによって保護者らが知る学校いじめ防止基本方針の内容は、実際とは違うものとなっている。

##### ④ 組織による対応

本学校では、学校いじめ対策組織を設置しているが、法第22条で求める学校いじめ対策組織の組織となっておらず、不十分と言わざるを得ない。

さらに、いじめが発生した場合は、学校いじめ対策組織ではなく、生徒指導案件を扱う組織の中で対応することとされており、本学校のいじめの問題への対応は、法及び国の基本方針が規定する対応となっていないことは明らかで、法及びいじめ防止等のための対策が軽視されているといっても過言ではない。

本事案は、本学校が、いじめと認識し、組織として対応しなかったことにより、本生徒の心身に重大な被害が生じたとともに、その後のいじめの継続につながっており、被害が深刻化した。

また、2018年11月の出来事後、事実関係の究明や再発防止のための取組みが行われなかったことで、加害生徒に対する指導の機会も失うこととなった。本学校には、事実関係を調査した上で、加害生徒を指導するという姿勢は認められず、教育的指導を行う責任までも放棄したと言わざるを得ない。

調査により事実関係を明らかにすることが重要であることは言うまでもないが、埋もれている加害生徒の「気づき」を促し、同じ過ちを繰り返さないようにすることも重要である。

##### ⑤ 組織の構成

本学校の学校いじめ防止基本方針によれば、学校いじめ対策組織は、当時、教員に加え、養護教諭、スクールカウンセラーらで構成されているが、学校いじめ対策組織としての活動実態があったと認めることはできなかった。

#### （2）調査の分析

##### ① 分析の前提となる調査内容

第三者委員会報告書では、本学校の対応の不十分さについて触れてはいるが、なぜ教職員らがいじめと認識することができず、学校全体でいじめ防止の取組みとならなかったのかについては、深く検証する必要がある。

##### ② 分析の観点

本学校の教職員、管理職、学校の設置者に、安全配慮義務の視点・考え方はどの程度あったのか。本生徒が、いじめによって追い詰められ、居場所をなくしていったという本事案の本質、構造に目を向けなければならない。

本事案は、何よりも、重大事態につながるようないじめがなぜ生じたのか、そこにいかなる本質的問題があったのか、その問題を解決して未然防止に生かすにはどのような対策が要請されるのかを検証し、明らかにする必要がある。

##### ③ 学校いじめ対策組織の不在

法では、いじめ問題について、学校いじめ対策組織を設置して扱うことを求めているが、本学校では、生徒指導案件に対応する組織の中で扱うこととされ、いじめ問題が生徒指導上の諸問題の一つでしかなく、いじめ対応が不十分にならざるを得ない。

#### ④ いじめをめぐる生活指導に関する統一性・体系性・組織性の弱さ

本学校では、生徒の生活指導について、各個人の対応に任せられる余地が大きく、いじめ認知に個人差が生じる可能性があり、いじめに関する共通のマニュアルがないと、個々バラバラの場当たりの対応になってしまうことが避けられない。

さらに、生徒の異変について、関係する教職員がどのように対話して生徒指導に当たっているかは明確ではない。関係教職員だけに止まり、学校全体の認識に至らない場合もあると判断される。

教職員間の連携が強固にならないと学校経営が円滑にいかないが、学校内で生じた諸問題が学校全体の問題になりにくく、いじめ問題は、その典型と言える。

また、特に中学生の場合、心身発達上、スクールカウンセラーや養護教諭の役割が大きいですが、本学校では、学校経営上、その役割を存分に発揮させるような組織的運営が十分にできていない。

#### ⑤ 生徒の諸情報を保護者に提供する態勢の弱さ

保護者との意思疎通は、学校への信頼性を得るためにも重要課題であるが、その態勢が確立できていない。

#### ⑥ 重大事態に係る学校設置者への報告・協議・方針確立・具体的対応

いじめ重大事態に関して、学校の設置者がいかなる態度・方針を持っているのか、明らかではない。校長から詳細な報告がなされているのか、学校存置に関わる問題であるが、学校の設置者からの明確なメッセージが、教職員全体に伝えられていない。トップが強力に動かないかぎり、学校経営は変わっていかないのではないかと危惧される。

### (3) 学校における再発防止等のための取組み

#### ① 学校いじめ対策組織の設置

学校経営を円滑に進めるための組織基盤整備として、学校いじめ対策組織の設置が何よりも先決である。生徒指導全般を扱う組織がいじめ防止対策機能も担うという位置づけでは、組織的対応はできない。

「いじめ認知」案件を精査して、「いじめ認知」の可否を多方面から問い、対応策を具体化するとともに、「重大事態」の判定や関連対応は、全て学校いじめ対策組織で行う。また、いじめを中心にしたマニュアル作成を学校いじめ対策組織で行う。いじめは必ず生じることを前提に、手引書を作ることにより、いじめの拡大を防ぐことができると考えられる。

#### ② 初期対応を機能させるための取組み

本事案については、2018年11月の出来事の発生時、あるいは、学校が冬休みに入る前までの間のどこかで、学校いじめ対策組織によって適切な初期対応がとられるべきであった。

また、本学校では、本事案について、第三者委員会による調査が実施されているにもかかわらず、いじめに関する情報共有や組織的対応といったいじめに対する取組みが、本事案発生後も、現在に至るまで、有効に機能していないと言わざるを得ない。

再発防止策として、学校いじめ対策組織が有効に機能するための教職員の認識、仕組みを検討する必要があるものと思われる。

さらに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組みの改善を図る必要がある。

#### ③ 被害生徒に寄り添い支える体制

本事案については、2018年11月の出来事が発生し、本生徒及び本生徒の保護者はいじめを訴えていたが、その後もいじめが続いていたにもかかわらず、学校として、組織的対応がなされず、十分な調査が行われることもなく、被害生徒に寄り添い支える体制がとられたとは認められない。

2018年11月の出来事の発生の時点で、重大事態と判断し、学校全体として組織的に対応し、事実の特定だけでなく、なぜ本生徒の心身に苦痛を与えるいじめが発生したのかを調査・検証し、本生徒に寄り添い支えつつ、再発防止策を検討する必要がある。

#### ④ 教職員に対する研修

本学校においては、生徒や保護者から、いじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめを積極的に認識することやいじめが生徒にとっていかに深刻な精神的危害になっているかといった、いじめについての共通認識が必ずしも全教職員に浸透しておらず、その点について教職員の理解を図る必要がある。

また、生徒への対応等に関する教職員からの相談に対して、専門的知識を有するスクールカウンセラー等が助言を行うなど、組織として対応する体制の充実を図る必要がある。

#### ⑤ 生徒に対するいじめ防止教育

いじめ防止のためには、④の教職員に対する研修だけではなく、生徒に対するいじめ防止教育も非常に効果的であると考えられる。いじめは、深刻な精神的危害になることや自分ひとりで抱え込まないことを繰り返し伝えることによって、生徒の捉え方が変わり、未然防止や早期発見につながるものと考えられる。

また、いじめは、重大な人権侵害であり、学校の日々の教育活動全体を通して、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進し、いじめに向かわない心情の育成に努めるとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、クラスや全校の集会等でいじめ防止について議論するなど、生徒が主体となって、「いじめは絶対にしない・許さない」という意識を醸成していく必要がある。

さらに、生徒に対するSOSやヘルプサインの出し方に関する教育、そして、適切な支援・ケアにつなげていく取組みも必要である。

### 1 いじめの正しい理解と認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが基本である。いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる問題であり、教職員には見えない所で被害が発生している場合もある。そのため、どんなささいな情報にも目配りし、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめを発見する必要がある。

さらに、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合には、真摯に傾聴し、早期かつ継続的に対応する必要がある。

### 2 情報共有と初期対応

いじめへの対応は、一部の教職員のみで判断し、抱え込むのではなく、教職員間で情報を速やかに共有し、組織的に対応することが必要である。そして、初期対応が適切な時期に行われるためには、特に、初期対応のマニュアルが重要である。そして、いじめの解決は謝罪のみで終わるものではないという観点から、被害児童生徒、加害児童生徒に対し、初期段階から継続的に注意を払っていくという視点からの取組みが求められる。

### 3 重大事態に対応する組織

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一丸となって組織的に対応しなければならない。いじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応することが必要である。

学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、実情に応じた対策を推進することが必要であり、阻害要因や課題があるのであれば、校長の強力なリーダーシップにより、措置を講じる必要がある、学校側の事情によって、いじめへの対応がおろそかになるということが絶対にあってはならない。

### 4 いじめ防止等の取組み

教職員は、いじめへの感度を高め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

いじめがあったことが確認された場合は、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講じるとともに、加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させることが重要であり、加害児童生徒の成長の機会とすることも、学校教育の一環である。